

2012 年 5 月 2 日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

理事長 後藤滋樹 殿

2011 年度 DRP 検討委員会
委員長 早川吉尚

2011 年度 DRP 検討委員会追加諮問事項答申

本委員会としては、第 89 回理事会（2012 年 3 月 9 日）第 3 号議案にて決議された以下の依頼事項につき、下記のように答申いたします。

依頼事項

2012 年 3 月 1 日 JPRS 発表の「都道府県型 JP ドメイン名の新設」について、実施計画の JP-DRP の観点からの課題を検討し、検討結果に基づく助言を行う。

記

【答申】

JPRS が発表した「都道府県型 JP ドメイン名の新設」について、JP-DRP の観点からは特記すべき課題は見当たらなかった。もっとも、上記に伴い、以下の措置を講じるべきである。

- 現行 JP ドメイン名紛争処理方針「第 1 条 目的」における『属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則』および『汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則』（以下総称して「登録規則」という）との文言を、「登録規則（JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群）」に改める。
- 現行 JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則第 1 条（g）における「『登録規則』とは、JPRS とドメイン名登録者の間の契約内容を規定した『属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則』および『汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則』をいう。」との文言を、「『登録規則』とは、JPRS とドメイン名登録者の間の契約内容を規定し、JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群をいう。」に改める。

【理由】

総論

本委員会において依頼事項を検討するにあたっては、以下の 4 つの事項が検討対象として挙げられた。この点につき、以下順次検討の経過及びその結果を述べる。

検討事項(1) - JPRS が「都道府県型 JP ドメイン名の新設」において優先登録申請を行うことができる者を登録商標の権利者に限定していることの是非

優先登録申請を行うことができる者を登録商標の権利者（以下「登録商標権者」）に限定することの是非については、以下の各観点からの比較検討のとおり、当該限定によって得られる利益と失われる利益の双方があるが、諸要素を勘案すれば、当該限定を行うことについて、現時点において一定の合理性が認められるため、JPRS の裁量の範囲内の判断として是認できる。

1. 國際的な取扱いという観点

gTLD に係る優先登録制度(Sunrise)についてみると、同制度は、Trademark Clearinghouse に登録されている商標権者のみが優先的にドメイン名を登録できるという制度となっており、「都道府県型 JP ドメイン名の新設」において優先登録申請を行うことができる者を登録商標権者に限定することは、かかる国際的な取扱いと整合しているといえる。

ただし、gTLD に係る優先登録制度 (Sunrise) が上記の制度となっているのは、各国の商号をすべて横断的にチェックできるデータベースが存在しないことが前提となっているものと思われる。

2. JP-DRP と優先登録制度の制度趣旨の違いという観点

JP ドメイン名紛争処理方針においては、商標のみならず商号を登録している者も当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有する者として取り扱われているところ (JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 c 参照) 都道府県型 JP ドメイン名の新設に係る優先登録の制度について、登録商標権者のみならず商号を登録している者も含める取扱いが、JP ドメイン名紛争処理方針と整合性を有するとも考えられる。

他方、JP ドメイン名紛争処理方針における上記要件は、サイバースクワッターではないことを証明するための要件であるところ、サイバースクワッターではないことを証明するために必要な利益は何かという議論と、ある程度の利益を有していると考えられる者の中で優先的に事前登録の利益を与えられるべき者は誰かという議論は別であるという観点から、優先登録制度の実施において、登録商標権者と商号を登録している者との間に一線を画するという考え方もあり得る。

3. 実務運用上の簡便性という観点

現時点における商標登録制度及び商号登録制度を前提とする限り、登録商標権についてはデータベース化されているため、JPRSにおいて比較的容易に、かつ無料で隨時検索可能であるのに対し、商号登記の有無に関しては、データベース化されているものの、登記情報の取得のために現状では1件約400円の費用がかかり、当該費用負担をどうするかという問題がある。

この点、上記商号登記情報の取得費用を受益者負担で行うという方法もあり得るが、この場合、料金設定等の面において制度が二重化し、複雑化してしまうという難点がある。ただ、この点については、優先登録期間は約1か月程度にすぎないので、それほど重視すべきではないという考え方もあり得る。

なお、商号登録の確認作業を紙ベースで行う場合には、JPRSにおいて膨大な作業負担が生じることになる。個々の登録業務は、それにより高い利益を得られるものではなく大量迅速に処理する必要があるという観点や、JP-DRPの基本的な思想が、事前審査では滞留を起こさず、不満があれば事後審査によって是正することにあるという前提があるとすれば、事前に紙ベースでの審査が必要となることを回避したいという考え方には、これまでのJPドメイン名の設計に整合的であるといえる。

4. 登録商標権者や商号を登録している者が有する利益の内容・程度という観点

I. 登録商標権者に限定することの合理性（商号登録の現状）

日本の商号登録制度においては、同一住所における同一の商号以外は登録できるという制度になっており、基本的に事前審査は行わず、事後に不正競争防止法違反等の主張によって是正するという仕組みになっている。このため、商号登録者は膨大な数に及んでいる上、住所さえ異なれば同一の商号の存在が許されており、このような商号登録の現状を踏まえれば、優先登録制度の利用権者について、ある程度明確な利益を有すると認められる登録商標権者に限定することは一つの考え方として合理性が認められる。

また、一般に、商号に加えて商標権の登録まで行っている者の方が全国規模での権利行使が想定されるので取扱いにおいて比較的優先されるべきという考え方を前提とした場合、商号を有する者にまで優先登録をする権利を認めてしまうと、当該権利を有する者の数が膨大になってしまい、優先登録ができる者につき抽選を行うとすれば、登録商標権者が抽選に漏れて優先登録が認められないという事態が生じることになり、かかる事態は妥当とはいえないという価値判断があり得る。

II. 登録商標権者に限定することによって失われる利益

他方、商標については商品やサービスの一部といった非常に限られたものについても登録可能であるのに対し、商号は、ビジネスを行う上で当該主体を示す名称として幅広く用

いられるものであるところ、ドメイン名はむしろ商号に近い性質があるという考え方もあり立つ。かかる考え方によれば、優先登録の申請において登録商標を基準とすることは、実際のドメイン名の使用方法に鑑み、実態にそぐわないと評価することも可能である。

また、商標については商品やサービスにのみ登録し、会社名の商標は登録していないという事業者は一定数存在するものと考えられる。加えて、例えば、「千葉土木」のように地方公共団体と一般名称の組合せによる名称については、原則として商標登録が認められず、商標の登録を希望しても登録できない事業者も存在することが考えられる。優先登録を登録商標権者に限定する場合には、かかる事業者らが優先登録を行う利益が失われるこことになる。

ただし、上記商標を登録できない事業者については、商標を登録できない理由が、当該商標を独占させるべきではないという価値判断に基づくものであるから、優先登録制度においても同様の価値判断に基づき、かかる事業者に優先登録の権利を認める必要はないという考え方があり得る。これに対し、商標登録を認めるか否かという議論と、優先登録を認めるか否かという議論は別であるという考え方もあり得る

5 . 結論

上記のとおり、優先登録申請を行うことができる者を登録商標権者に限定することについては、これにより失われる利益が認められるものの、諸要素を勘案すれば、当該限定についても現時点において一定の合理性が認められる。このため、当委員会としては、当該限定を行うことについて、現時点において一定の合理性が認められるため、JPRS の裁量の範囲内の判断として是認できると考える。

検討事項（2） - 「都道府県型 JP ドメイン名の新設」が JP-DRP の実体的要件の判断過程に与える影響

第一要件該当性の判断において、申立人の「商標その他の表示」と比較する対象は、多くの場合、属性型（組織種別型）JP ドメイン名においては第 3 レベルのドメインであり、汎用 JP ドメイン名においては第 2 レベルのドメインであるが、以下に述べる問題の所在を踏まえ、「都道府県型 JP ドメイン名の新設」によって、比較対象を第 2 レベルのドメインまで広げる必要が生じるかという点を検討する余地が生じる。

1. 問題の所在

登録されたドメイン名と商標・商号等の類比の判断において、これまでの JP-DRP における判断手法では、同種のドメイン名に共通な部分である「co.jp」等の部分（属性型（組織種別型）JP ドメイン名の場合）または「jp」の部分（汎用 JP ドメイン名の場合）を除外し、第 3 レベルないし第 2 レベルのドメインと申立人の「商標その他の表示」を単純に比較していた。これは、属性型（組織種別型）JP ドメイン名の場合または汎用 JP ドメイン名の場合は、ドメイン名のうち同種のドメイン名に共通な部分を比較対象として持ち出す必要性が乏しかったためであると考えられる。

しかし、都道府県型ドメイン名においては、「aomori.jp」や「nagasaki.jp」のように第 2 レベルのドメインに違いが生じてくるので、第一要件該当性の判断において、第 2 レベルのドメインまで含めて比較する考え方を採用する余地がある。例えば、全国的に知られた「富士屋ホテル」に対し、那珂湊にある藤屋ホテルが取得した「fujiyahotel.ibaraki.jp」は類似していないとの判断が可能となるのかという問題である。

2. 現状の判断手法に従った場合に特段の支障が生じないこと

上記の点につき、現状の JP-DRP の判断手法からすれば、第 3 レベルのドメインを判断対象とし、まず、第 1 要件において同一ないし類似しているとの評価を行い、続いて、第 2 要件の「正当な利益」（JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 a()）ないし第 3 要件の「不正な目的」（JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 a()）の各要件において、要件該当性が否定される余地があるという判断過程を経ることになる。かかる現状の判断手法を維持することに特段の支障は認められない。

なお、今後必要があれば、第 1 要件の判断過程に係る諸外国の制度の調査等を行い、いかなるレベルのドメインをどのように比較すべきかという点につき、より詳細な検討を行うことも有用であると考えられる。

検討事項(3) - 「都道府県型 JP ドメイン名の新設」が JP-DRP の手続に与える影響について

検討の結果、現時点において、「都道府県型 JP ドメイン名の新設」によって、JP-DRP の手続について影響が生じる事項は認められない。

なお、民間業者において、gTLDにつき「都道府県型JPドメイン名の新設」と類似するサービス（例：「.tokyo」、「.kanagawa」等）を新設する動きが見られる。かかるサービスが開始される場合、当該ドメイン名登録をめぐる紛争当事者はいずれも日本人となることが見込まれるにもかかわらず、UDRPが適用され、WIPO等の海外機関に申し立てざるを得ないという現状にある。このため、日本知的財産仲裁センターにおいてUDRPの紛争解決機関たり得る資格を取得することが望ましい。

- 検討事項(4) - JPRS における「都道府県型 JP ドメイン名の登録等に関する規則」の新設に伴う JP ドメイン名紛争処理方針の改訂、及び JPRS における「都道府県型 JP ドメイン名の登録等に関する規則」の新設に伴う JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の改訂

JPRS における「都道府県型 JP ドメイン名の登録等に関する規則」の新設に伴い、JPRS 作成に係る登録規則群を包括的に規定すべく、JP ドメイン名紛争処理方針及び JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則につき、改訂を行う必要がある。

具体的な改訂内容は、前述の【答申】記載のとおりである。

以上